

契 第 83 号
技 管 第 50 号
経 管 第 302 号
令和 7 年 2 月 6 日

各位

現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）

財 政 部 契 約 課 長
工事・会計管理部 技術管理課長
上 下 水 道 局 経営管理課長

現場代理人の兼務については、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（福井市工事請負契約約款第 10 条第 3 項）に基づき、一定の要件のもとに認めているところですが、その取扱いを定める「現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）」（令和 4 年 12 月 21 日付け契第 116 号・技管第 53 号・経管第 245 号）を下記のとおり改めますので、適切な運用をお願いします。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和

次の条件のすべてに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合（事前に特記仕様書で兼務することが認められた工事）は、現場代理人の兼務を認める。

- （1）工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること。
- （2）発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。

2 現場代理人の兼務の取扱い

下記のケースⅠ、Ⅱ又はⅢに該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。（兼務する者が当該工事の専任の監理技術者になっている場合は除く。）

・ ケースⅠ（次の（１）～（４）をすべて満たす場合）

- （１）兼務するすべてが福井市発注の工事であること。（※１）
- （２）兼務できる工事は３件以内であること。（近接工事は合わせて１件とみなす。）
（※２）
- （３）兼務する工事現場がすべて福井市内又は相互の間隔（近距離）が１０km 以内であること。（※３）
- （４）兼務する各々の工事の請負金額が４,５００万円未満（税込み）であること。
（建築一式工事は９,０００万円未満）
ただし、近接工事の場合は、上記の金額の上限を定めないこととする。

（※１）災害復旧工事（応急復旧工事を含む。以下同じ。）を含む場合は福井市、国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事との兼務を認める。

（※２）災害復旧工事の現場代理人の兼務については、兼務できる工事の件数に含めない。（災害復旧工事には国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事を含む。）

（※３）最遠の関係にある工事現場の相互の間隔（近距離）が１０km 以内の場合に認める。

・ ケースⅡ（次の（１）～（３）をすべて満たす場合）

- （１）兼務するすべてが福井市発注の工事であること。
- （２）兼務できる工事は３件以内であること。
- （３）H26. 2. 3 付け国土建第 272 号通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」で規定された、専任の主任技術者の兼務が認められる場合に該当するとき。

※ ケースⅡにおける現場代理人の兼務できる期間は、専任の主任技術者の兼務が認められた期間とする。

・ ケースⅢ（次の（１）～（４）をすべて満たす場合）

- （１）兼務するすべてが国又は地方公共団体発注の工事であること。
- （２）兼務できる工事は３件以内であること。
- （３）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間であること。
- （４）同一工場内で製作が行われていること。（※４）

（※４）同一工場とは、同一の目的（鋼橋の製作等）で使用している工場を指し、建物だけでなく、その敷地一体を含むものとする。

なお、ケースⅢにおける現場代理人の兼務に関しては、金額の制限はない。

3 担当技術者の兼務の取扱い

ケースⅠ、Ⅱ又はⅢにおいて、兼務可能な現場代理人については、担当技術者の兼務を可能とする。ただし、他の工事の現場代理人を担当技術者として配置予定の場合は、必ず各工事担当課にて兼務可能な条件に合致するか事前確認をすること。

4 現場代理人の兼務申請

受注者は、現在施工中の工事に配置している現場代理人を他の工事の現場代理人として配置しようとする場合は、現場代理人等兼務申請書（様式1）又は現場代理人等兼務申請書（災害復旧工事用）（様式 1-3）により工事担当課に申請することができる。

ただし、ケースⅠ及びⅢに該当し、兼務する工事のうちいずれかが国又は福井市以外の地方公共団体の発注工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を認めたことが確認できる書類を添付すること。

※ 契約の締結は6に示す「承認決定の通知」を確認するため、兼務の申請は速やかに行うこと。

5 現場代理人の兼務の承認

工事担当課は、兼務の申請があり、工事施工に支障がないと認めた場合はこれを承認するものとする。

6 承認決定の通知

工事担当課は、現場代理人兼務申請書を受理した場合、速やかに現場代理人の兼務申請の承認・却下について書面（様式1-2、1-4）で受注者に回答するものとする。

7 適用時期

令和7年2月6日から施行する。

施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取扱いによるものとする。